

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年7月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500913号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600069号

第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年6月25日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成24年9月から平成25年5月までの標準報酬月額については、26万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成25年8月1日まで

A社において厚生年金保険に加入している期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、本来記録されるべき標準報酬月額よりも低く18万円と記録されているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者のA社における平成24年の厚生年金保険標準報酬月額の定時決定に係る届書、年金事務所の回答及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、その後、事業主が、当該定時決定に係る訂正の届出を平成27年9月14日に行ったことにより、26万円に訂正されているが、当該届出日が、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後であったとして、当該期間に係る年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当初記録されていた18万円となっている。

しかしながら、オンライン記録において、事業主が、請求者の平成24年8月22日から平成25年6月25日までの期間に係る育児休業取得の申出を行っていることが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の規定によると、当該申出が行われた被保険者に係る育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの厚生年金保険料の徴収は行わないとされており、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年6月25日までの期間については、請求者に係る厚生年金保険料の徴収権そのものが存在しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年6月25日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳及び出勤簿の写しにより、26万円とし、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成25年6月26日から同年8月1日までの期間については、請求者に係る育児休業終了後の期間であることから、当該期間に係る標準報酬月額の訂正については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき行われることとなる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、前述の請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳及び出勤簿の写しによると、平成25年6月26日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（18万円）よりも高い額であるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（18万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金保険被保険者記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500933号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月1日から平成16年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも不当に低い標準報酬月額に訂正されている。給与支払明細書及び預金通帳の写しを提出するので、請求期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初62万円と記録されていたところ、平成16年5月26日付けで、平成14年6月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されている。

また、請求者から提出された請求期間に係る給与支払明細書(平成14年9月及び平成15年1月を除く。)によると、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及減額訂正前の標準報酬月額(62万円)と一致している上、当該給与支払明細書の各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超える額である。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間を通じて同社の取締役であるところ、同社の事業主は、「請求者の担当業務は、一般事務であった。」旨回答しているが、オンライン記録においてA社における厚生年金保険被保険者である11人に照会し6人から回答を得たところ、請求者を知っているとする5人は、請求者は専務であったとしており、このうちの2人は、請求者が社会保険事務を担当していたと回答している上、請求期間当時に同社の社会保険事務を受託していたとする社会保険労務士は、「請求者は、A社の専務であり、給与及び社会保険事務の責任者であった。」旨陳述している。

また、請求者は、「社会保険事務所(当時)の職員から保険料の滞納があるので報酬月額を低くするように指示があり、社長と一緒に社会保険事務所に行き、届書を記入した。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しているにもかかわらず、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501067号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600066号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社(昭和42年5月10日付けでA社から社名変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年10月11日から昭和42年3月1日まで

B社においてレッカー運転手として、昭和41年9月1日から昭和42年9月25日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録では、その途中の昭和41年10月11日から昭和42年3月1日までの請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の複数の元従業員の陳述から、請求期間のうち、昭和42年1月7日以降において、請求者が同社に勤務していたことがうかがえるものの、当該同僚の陳述からは、それまでの期間における勤務をうかがうことができない。

また、B社は昭和49年に解散している上、請求期間当時の代表取締役は連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、B社において一緒に勤務したレッカー運転手8人を記憶しているところ、オンライン記録によると、当該8人のうちの3人について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、残りの5人のうちの2人については、請求者が同社において被保険者資格を喪失した昭和42年9月25日以降に被保険者資格を取得していることから、同社では、請求期間頃においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600047号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月6日から平成25年8月1日まで

A社に勤務した平成24年2月6日から平成27年8月20日までの期間について、標準報酬月額に係る年金記録の見直し請求を行ったところ、年金事務所において、当該期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬額に見合った標準報酬月額に見直しされた。

しかし、そのうちの平成24年2月6日から平成25年8月1日までの期間の見直し後の標準報酬月額については、当該期間が保険料の徴収時効が成立した期間に該当したため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされた。

請求期間について、当該期間に係る給与明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額の記録を保険給付の対象となる記録に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、当該期間の標準報酬月額の記録を保険給付の対象となる記録に見直しすることを求めているところ、この記録の見直しは、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき行うことになる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、請求者から提出された請求期間の各月(平成24年8月及び同年11月を除く。)の給料明細書、平成24年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し等によると、請求者の請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円又は26万円となる。

しかしながら、請求者の請求期間の各月における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は11万8,000円と確認又は推認されることから、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(11万8,000円)の方が請求者の請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(24万円又は26万円)より低い額となることから、当該標準報酬月額(11万8,000円)は、厚生年金保険の記録において保険給付の対象として既に記録されている標準報酬月額(11万8,000円)と同額であることから、記録の見直しは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501093号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600068号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支社(現在は、C社D支社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年6月1日から同年8月25日まで
② 平成13年9月1日から平成14年10月2日まで

請求期間①はF市にあったA社に派遣社員として雇用され、G社及びH社(現在は、I社)で勤務し、請求期間②はE社に派遣社員として雇用され、J社K営業部で勤務したが、各請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間①及び②において、いずれもフルタイムで勤務しており、それぞれ厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「A社B支社において厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しているところ、C社D支社は、「請求期間①当時の資料は、保存期限経過により保管しておらず、請求者の勤務状況は不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務状況について、同支社から確認することができない。

また、請求者が派遣先であったとするG社及びI社は、いずれも、「請求者に係る資料は保管していない。」旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務状況について、派遣先事業所からも確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間①にA社B支社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者すべてに照会したが、請求者を記憶していると回答した者はおらず、請求者の請求期間①における勤務状況について、同支社の従業員を通じても確認することができない。

加えて、C社D支社は、「請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除状況は不明であるが、当社の事務処理として、厚生年金保険の加入手続を行っていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答しているところ、オンライン記録において、請求期間①にA社B支社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者は、「勤務開始当初は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨回答している。

また、請求者が、請求期間①当時に受診していたとする医療機関の担当者は、「コンピューター上のデータによると、請求者は、請求期間①当時、国民健康保険の被保険者又は生活保護の被保護者として当院で受診している。」旨陳述している。

請求期間②について、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、及び請求者が派遣先であったとする J 社 K 営業部の元同僚の陳述により、請求者が、当該期間において E 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E 社に係る商業登記の記録によると、同社は既に解散しているところ、同社の後継会社である L 社は、「請求期間②当時の資料及びデータを保管しておらず、厚生年金保険料の控除状況は不明である。」旨回答している上、請求期間②当時の E 社の事業主から回答が得られないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料控除状況について、事業所及び元事業主から確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間②に E 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会し、回答があった者のうち同社において社会保険事務を担当していたとする者は、「派遣社員の社会保険加入手続は、各営業拠点の報告に基づき本社で行っていた。報告が漏れていた場合、加入手続を行っていない可能性がある。」旨回答しているところ、同社において派遣社員として勤務していたとする複数の者は、「派遣社員の社会保険加入状況については、担当営業社員が詳しい。」旨回答しているが、請求者の担当営業社員名を知る者はおらず、請求者は自身の担当営業社員名を記憶していないことから、請求者の請求期間②における社会保険加入状況について、当該担当営業社員から確認することができない。

さらに、前述の回答者のうち複数の者が、「勤務開始当初は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、このうちの二人は、自身が記憶する E 社における勤務開始時期から約 1 年以上経過した後、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、前述の医療機関の担当者は、「コンピューター上のデータによると、請求者は、請求期間②のうちの一部の期間において、国民健康保険の被保険者又は生活保護の被保護者として当院で受診している。」旨陳述している上、請求者が、請求期間②当時に自身の子が受診していたとする医療機関の担当者は、「当院において、請求者の子が、平成 14 年 2 月及び同年 7 月に国民健康保険の被保険者証で受診した記録がある。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501075号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA市B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月1日から同年10月1日まで

A市の臨時職員として、請求期間にA市C事業所D事業場(以下「D事業場」という。)で勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

A市発行の在職証明書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書の写し、A市から提出された請求者の請求期間に係る採用条件書の写し、同市人事課の回答及び雇用保険の加入記録により、請求者が、請求期間においてA市の臨時職員としてD事業場で勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされているところ、A市人事課は、「請求期間当時の資料を保管していないため、請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答している。

また、請求者に係る雇用保険の記録及びA市人事課担当者の陳述により、請求期間におけるA市の臨時職員に係る厚生年金保険の適用事業所はA市B事業所であると考えられることから、同事業所に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿(以下「事業所名簿」という。)において、請求期間同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に対し、請求期間当時の臨時職員に係る厚生年金保険加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除について照会し、15人から回答又は陳述があったところ、自身を臨時職員であったとする複数の者が、「勤務開始当初は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨回答している上、臨時職員であったとするほかの一人から提出された給与支給明細書等の写しによると、同人は、厚生年金保険に加入していない期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者が氏名を挙げた者にも照会を行ったが、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、請求者は、E共済組合に加入する直前の3か月間の請求期間について、A市の臨時職員として厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、前述の請求者に係る採用条件書の写しを見ると、「雇用保険は、一般被保険者となり、保険料を負担する。健康保険は、日雇健康保険被保険者となり、保険料を負担する。」と記載されているが、厚生年金保険の加入

及び保険料負担に関する記載はない。

また、前述の回答又は陳述があった者のうち、オンライン記録において、請求者と同様に、E共済組合に加入する直前の3か月間の厚生年金保険被保険者記録がない一人について、A市から提出された当該3か月間に係る同人の採用条件書の写しを見ると、請求者と同様に厚生年金保険の加入及び保険料負担に関する記載がない上、同人から、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとする回答及び陳述はなかった。

さらに、前述のA市B事業所に係る事業所名簿において、請求期間を含む前後の期間における健康保険整理番号に欠番はなく、訂正等の不自然な点も見当たらない。

なお、請求者は、「臨時職員の期間は、C事業所、現在のF事業所において給与が支給され、厚生年金保険に加入していたとA市の人事から聞いた。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、「A市C事業所」及び「A市F事業所」は、いずれも厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、A市F事業所総務課は、「昭和60年度から昭和63年度までの臨時職員に係る記録を確認したが、請求者に係る記録は確認できない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。